

事務連絡
令和2年7月17日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年12月28日とする措置を指定する件」について

令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和2年政令第223号）が、別添1のとおり、令和2年7月14日付で公布され、同日から施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）の規定の一部が、令和2年7月豪雨による災害に適用されることになった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害として令和2年7月豪雨による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかつた場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和2年12月28日とする措置を指定する件（令和2年厚生労働省告示第264号。以下「告示」という。）が別添2のとおり、令和2年7月17日付で告示された。

この告示は令和2年7月豪雨に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内において、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定等について、有効期間を延長し、その満了日を令和2年12月28日とするものである。

これらに伴う健康保険法に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう願いたい。

記

行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- (1) 告示により有効期間等の満了日を延長した特定権利利益のうち、健康保険法の規定に基づくものは、次のとおりである。
 - ・保険医療機関又は保険薬局の指定（特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）
- (2) 特定権利利益に係る満了日の延長措置は、法に基づく特別措置であり、当該特別措

置によらずに、保険医療機関又は保険薬局の指定の更新を行うことができるものについては、告示による満了日の延長措置にかかわらず、関係法令に基づき指定の更新を行うこととするよう御配慮願いたい。

- (3) 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、令和2年7月豪雨による災害の被害者であって、理由を記した書面により同項各号に掲げる特定権利利益に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和2年12月28日までの期日を指定してその満了日を延長することができるものであり、特定被災区域内に在る保険医療機関又は保険薬局以外の保険医療機関又は保険薬局に関しては、本規定に基づいた対応の必要性について御配慮願いたい（法第3条第3項）。

別添1

政令第二百二十三号

令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和二年七月豪雨による災害を指定し、同月三日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年十一月二十八日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年十月三十日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和四年七月一日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第二百八十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和三年三月三十一日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和二年七月豪雨に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和五年六月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

別添2

○厚生労働省告示第二百六十四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年十二月二十八日とする措置を次のように指定する。

令和二年七月十七日

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和二年七月豪雨に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	厚生労働大臣 加藤 勝信 特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十条第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了す

職業安定法第三十三条第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	児童福祉法第十九条の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定
児童福祉法第二十条第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者

<p>児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定</p> <p>児童福祉法第二十四条の二第一項の規定に基づく指定障害児入所施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）</p> <p>児童福祉法第二十四条の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定</p> <p>児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）</p> <p>食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）</p> <p>予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第一項の規定に基づく同法第十六条第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p> <p>特定被災区域内に施設を有する者</p> <p>特定被災区域内に居住地を有する者</p> <p>特定被災区域内に事業所を有する者</p> <p>特定被災区域内に営業所を有する者</p> <p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>
<p>の請求</p>	<p>特定被災区域内に居住地を有する者</p>

			旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
			精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住地を有する者
			生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者
薬製造製剤業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者

しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十二条第一項又は第二項の規定に基づくけしの栽培の許可

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく特例給付金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく報奨金の支給

障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」）

有する者

特定被災区域内に栽培地を有する者

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

特定被災区域内に主たる事務所を有する者

特定被災区域内に薬局を有する者

特定被災区域内に薬局を有する者

医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外國製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者	特定被災区域内に事務所有する者	特定被災区域内に事務所を有する者	特定被災区域内に事務所を有する者

			機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る 製造所に係るものに限る。）
	医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療 機器等外国製造業者の登録	医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度 管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る 事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内にその製 造する医療機器等の製造 販売業者の主たる事務所 が在る者
	医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医 療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係る ものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生 医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るも のに限る。）	特定被災区域内において 登録認証機関の登録の申 請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生 医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るも のに限る。）	特定被災区域内に製造所 を有する者	特定被災区域内に事務所 を有する者	特定被災区域内にその製 造する医療機器等の製造 販売業者の主たる事務所 が在る者

医療等製品外国製造業者の認定

				造する再生医療等製品の 製造販売業者の主たる事 務所が在る者
	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業に限る。）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者	特定被災区域内に店舗を有する者
	医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者
	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等修理業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等修理業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者

				母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に居住地を有する者
				労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年十月三日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く。）
介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着	介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に営業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

				型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者又は特定被災

				区域を包括する都道府県の知事から介護支援専門員の登録を受けている者
介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者	介護保険法第一百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者	介護保険法第一百五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二条）第十六条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項五号の葬祭料の給付又は同法第二十条第一項の規定に基づく同項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金若しくは同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）

第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定

障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定（特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。）

障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定

障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）

障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定

特定被災区域内に居住地を有する者

特定被災区域内に事業所を有する者

特定被災区域内に居住地

特定被災区域内に事業所を有する者

特定被災区域内に居住地

特定被災区域内に居住地を有する者

障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。）

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第一百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）

特定ファイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）第七条第一項の規定に基づく追加給付金の支給の請求

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づく同法第四条第一号の医療費及び医療手当、同条第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同条第五号の葬祭料の給付の請求

特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者

特定被災区域内に施設を有する者

特定被災区域内に居住地を有する者

特定被災区域内に居住地を有する者

			特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	特定被災区域内に居住地を有する者
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第六条第一項の規定に基づく養子縁組あつせん事業の許可	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の	麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第九条の二第一項の規定に基づく麻薬小売業者間での麻薬の譲渡しの許可	特定被災区域内に麻薬業務所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

支給の申請